

# 佐世保市里道及び公衆用道路事業資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の生活道路となっている里道及び公衆用道路を安全に通行するため、舗装工・防護柵工・道路反射鏡設置・法覆工等（以下「舗装事業等」という。）を施行する団体（以下「町内会等」という）が行う、里道及び公衆用道路の舗装事業等に必要な資金の貸付け（以下「貸付」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 里道 佐世保市が所有する土地（以下「市有地」という）に存する道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道路で、現に生活道路としての機能を持ち地域住民の公共の用に供され、既に公共性が生じている道路をいう。
- (2) 公衆用道路 地目が公衆用道路で、公道と接続し道路としての機能を有するとともに、地域住民の公共の用に供され、既に公共性が生じている道路をいう。

(貸付対象事業)

第3条 貸付の対象となる事業は、町内会等が地域住民の総意に基づき里道及び公衆用道路の舗装事業等を行う事業とする。

(貸付条件)

第4条 信用組合の町内会等に対する貸付の条件は次のとおりとし、その他貸付の条件等について市と信用組合は覚書を締結するものとする。

- (1) 貸付限度額 一町内会等当り300万円以内とする。
- (2) 利息 市と信用組合が協議のうえ、覚書により定める。
- (3) 償還期限 7年以内（据置期間1年を含む。）
- (4) 償還方法 月賦償還（償還計画に基づき信用組合の指定方法による。）
- (5) 遅延利息 信用組合所定の利率による。

2 前項第3号の規定にかかわらず、町内会等の希望により、信用組合が認めた場合は、繰上げ償還をすることができる。

(事業認定の申込)

第5条 貸付を受けようとする町内会等の代表者（以下「代表者」という。）は、貸付事業認定申請書（様式1）に所定の事項を記入し押印のうえ、次に掲げる書類を添えて市長に提出し、市長の認定を受けなければならない。

- (1) 見積書
- (2) 議事録
- (3) 位置図
- (4) 町内会等の収支予算書及び決算書（過去2期分）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(事業認定)

第6条 市長は、前条の貸付事業認定申請を受けた場合は、内容の審査を行い、事業認定の可否を決定し、代表者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により事業を認定したときは、代表者から提出された前条各号に掲げる添付書類の写しを添えて、信用組合に通知するものとする。

(貸付の申込)

第7条 前条の規定により事業の認定を受けた町内会等の代表者は、信用組合の所定の申込書に信用組合が必要とする書類を添えて、信用組合に資金の貸付を申し込むものとする。

(貸付の決定)

第8条 資金の貸付決定は、信用組合が行うものとする。

2 信用組合は、速やかに内容の審査を行い、貸付の可否を決定し、代表者及び市長に通知しなければならない。

3 信用組合は、貸付の決定を行った場合は、速やかに町内会等と資金貸付契約を締結し、資金の貸付を行うものとする。

(貸付業務)

第9条 資金の貸付、償還金の返済等の貸付業務については、この要綱に定めがあるものを除き、信用組合が自らの責任において、信用組合所定の融資規定により行うものとする。この場合において、市は、信用組合の求めに応じ、必要な協力を行うものとする。

2 償還金の滞納や償還不能等のため信用組合に生じた損害については、市はその責めを負わないものとする。

(事業認定の取消し)

第10条 市長は、町内会等が次のいずれかに該当すると認められるときは、信用組合の意見を聞いたうえで、事業認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 貸付金を本来の目的以外に使用したとき。
- (2) 不正の手段又は虚偽の内容による申込みを行っていたとき。
- (3) 町内会等が、次の各号のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(町内会等の役員をいう。以下この号において同じ。)が佐世保市暴力団排除条例(平成24年条例第1号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により事業認定の全部又は一部を取り消した場合は、速

やかに信用組合及び町内会等の代表者に通知しなければならない。

(貸付金の繰上償還)

- 第11条 町内会等は、前条の規定により事業認定の全部又は一部を取り消された場合は、貸付金の全部又は一部を繰上償還しなければならない。
- 2 信用組合は、第8条第3項で定める町内会等との資金貸付契約締結の際は、前条の規定により事業認定の全部又は一部の取消しを受けた場合は期限の利益を喪失させる旨の条項を、あらかじめ約定するものとする。

(調査及び報告)

- 第12条 市長は、その償還が完了するまでの間、必要に応じ、貸付を受けた町内会等又は信用組合に対し報告を求め、調査を行うことができる。

(その他)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。